

消 防 予 第 2 7 1 号  
消 防 危 第 1 3 9 号  
消 防 応 第 2 4 8 号  
消 防 情 第 1 1 1 号  
平成 2 3 年 7 月 1 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 次 長  
(公 印 省 略)

#### 電力の需給逼迫に伴う停電等への対応について（通知）

東日本大震災により、電力の供給力が大幅に減少したことを受け、節電に協力し、様々な取り組みをしていただいたことにより需給バランスが改善しました。しかし、全国各地域の例年より早い梅雨明けに伴い、暑い日が続いていることから、今夏、再び需給バランスが悪化するおそれもあるところです。

今般、政府による「需給逼迫警報」が発令されることが定められておりますが、発令時には緊急の節電要請がなされるとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性も考えられております。

つきましては、必要に応じ、防災行政無線等の活用による住民への周知についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合の対応として別紙1及び別紙2のとおり定めましたので、ご留意いただくとともに貴管内市町村及び消防本部に対して（東京消防庁・各指定都市を除く）、この旨周知くださるようお願いいたします。

別紙1 電力の需給逼迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

別紙2 大規模停電発生時の対応について（依頼）

## 電力の需給逼迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合、電源が必要な消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあるととも、製造所等においては、当該施設の設備が停止すること等に伴い、火災や危険物の流出事故が発生するおそれが懸念されます。

このことを踏まえ、消防用設備等及び特殊消防用設備等の機能や性能及び防火対象物の用途、規模、収容人員、さらには計画停電実施時間中の事業の停止予定の有無、製造所等の保安管理体制や施設の点検等の状況を勘案し、下記を参考に自主的な防火管理や事故防止対策等により防火安全性を確保するよう、防火対象物及び製造所等の関係者に対し、立入検査又は問い合わせ等の機会を活用して周知するようお願いします。

## 記

## 1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

## (1) 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて停電の時間が続くと見込まれる場合等には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ること。

## ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること。不活性ガス消火設備等については、起動用ポンベの容器弁開放等の手動による放出操作手順を再確認すること。

## イ 警報設備

防火対象物の関係者等による巡回等による火災の早期発見及び当該設備の設置範囲内への連絡・周知体制を確保すること。

## ウ 避難設備

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。

## (2) 自家発電設備の機能の確保

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

## (3) その他の留意事項

誘導灯のうち、点滅機能又は音声誘導機能が設けられているものは、常用電源が停電した際に自動的に作動する場合があるので、当該誘導灯を設置した施工業者等に事前にその対応方法について確認しておくこと。

## 2 製造所等に関する事項

停電時における製造所等の事故防止の徹底を図るため、次の事項について留意すること。

### (1) 保安管理

製造所等の施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認すること。

### (2) 自家発電設備の点検や試運転等の留意事項

自家発電設備の稼働に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク及び配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認すること。

### (3) プラント等における安全対策

停電により計装制御システムの機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等が起こり、プラント工程に異常が発生したり、他の用役施設も停止する危険があること等を踏まえ、制御電源を確保するとともにプラントの緊急停止等に際して、確実にバルブ等が閉鎖できるよう手順について再確認しておくこと。

### (4) 消防用設備等の留意事項

製造所等の消防用設備等についても、上記1に掲げる事項について留意すること。

## 3 その他の一般事項

### (1) 電気機器からの出火防止措置

電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切る等の措置をすること。

### (2) 119番通報体制の確保

I P 電話やF A X機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保すること。

### (3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

### (4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限すること。

#### 連絡先

消防庁予防課 守谷、岡澤

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

消防庁危険物保安室 中本、竹本

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

## 大規模停電発生時の消防庁への報告について（依頼）

電力需給の逼迫に伴って発生した大規模停電により被害が生じた場合又は救助事案の発生など特別な状況が生じている場合には、火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁への報告をお願いいたします。

特にエレベーター閉じ込め件数及び救出状況の確認については、政府への報告事項となっていることから、火災・災害等即報要領に基づく「報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合」に該当するものとして速やかに、別添様式により報告するようお願いいたします。

以上のことについては貴都道府県内の消防本部に対しても周知願います。

連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：谷神、鳥羽、内山、境田

電話：03-5253-7527

## 停電等によるエレベーター等の閉じ込めにかかる被害状況等について

第 報

消防庁受信者

|       |              |
|-------|--------------|
| 報告日時  | 平成 年 月 日 時 分 |
| 都道府県  |              |
| 消防本部名 |              |
| 報告者名  |              |

| 停電発生日<br>(停電時間)             | 平成 年 月 日<br>( 時 分 ~ 時 分 ) |  |       |
|-----------------------------|---------------------------|--|-------|
| 停電時間内における<br>119番通報件数       | 件                         | 停電時間内における<br>エレベーター等の閉じ込めにか<br>かかる119番通報件数 | 件     |
| エレベーター等の閉じ込めにか<br>かかる救助出動件数 | 件                         | エレベーター等の閉じ込めにか<br>かかる救出人員                  | 人     |
| (うち救助活動件数)                  | ( 件 )                     | (うち救急搬送者数)                                 | ( 人 ) |

その他停電等に伴う災害

- (注) エレベーター等とは、エレベーター、観覧車、その他電気が動力となり作動するもので、停電等により停止した場合に自力では脱出が困難となるものをいう。
- (注) 停電が継続している間は、停電時間について停電が発生した時間のみ記入すれば足りること。また、停電発生時間が明確でない場合はおおよその時間を記入すれば足りること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。